歯科用ハンドピース等購入事業

仕　　様　　書

隠 岐 広 域 連 合 立
隠 岐 病 院

Ⅰ．仕様書概要説明

１．調達の背景及び目的

指針に基づき歯科用ハンドピースの滅菌等を施行しているが、患者数の増加によりハンドピースの増加が必要である。

以上のことから、歯科用ハンドピース等の調達を行う。

２．調達物品及び構成内訳

品　名：歯科用ハンドピース等　一式

構成内訳：

①ストレート・ギアードアングルハンドピース　コントラヘッド	２個
②ストレート・ギアードアングルハンドピース　コントラシャンク	２個
③ストレートハンドピース	１個
④ギアードアングルハンドピース	２個
⑤歯科用ガス圧式ハンドピース	３個
⑥歯科用多目的超音波治療器　ハンドピース	２個
⑦歯科用ハンドピースメンテナンス装置	１台

Ⅱ．基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．ストレート・ギアードアングルハンドピース　コントラヘッド

（１）134℃の高圧蒸気滅菌ができること。

（２）入力対応回転数は、41,000min^{-1}以内であること。

（３）対応する切削工具は、軸経φ2.334～φ2.350、全長 22.0㎜以下であること。

（４）プッシュチャック方式であること。

（５）バー装着長さは、12.4㎜であること。

（６）バー保持トルクは、4Ncm以上であること。

（７）ギア比率は、10：9であること。

（８）構成内訳②のストレート・ギアードアングルハンドピース　コントラシャンクと接続できること。

（９）当院指定（株式会社モリタ製作所製　シグノ タイプ G40）の歯科用ユニットで使用できること。

２．ストレート・ギアードアングルハンドピース　コントラシャンク

（１）134℃の高圧蒸気滅菌ができること。

（２）入力対応回転数は、41,000min^{-1}以内であること。

（３）対応する接続方式は、モーター側カップリング外形φ9.85～φ9.86であること。

（４）注水方式は、1ホールであること。

（５）ギア比率は、1：1であること。

（６）ライト付であること。

（７）構成内訳①のストレート・ギアードアングルハンドピース　コントラヘッドと接続できること。

（８）当院指定（株式会社モリタ製作所製　シグノ タイプ G40）の歯科用ユニットで使用できること。

３．ストレートハンドピース

（１）134℃の高圧蒸気滅菌ができること。

（２）ボディー、ヘッド、ロッキングシース部から構成されていること。

（３）変速比は、1：1であること。

（４）経がφ2.334～φ2.35の経軸部形成２（JIS T 5504-1）のバーが使用できること。

（５）バーの装着長さは、30㎜であること。

（６）バーの交換方法は、メカニカルロック式であること。

（７）当院指定（株式会社モリタ製作所製　シグノ タイプ G40）の歯科用ユニットで使用できること。

４．ギアードアングルハンドピース

（１）134℃の高圧蒸気滅菌ができること。

（２）ボディー、ヘッド、プッシュボタン部から構成されていること。

（３）変速比は、1：1～1：5であること。

（４）経がφ2.334～φ2.35の軸部形成１(JIS T 5504-1)、又は経がφ1.59～φ1.6の軸部形成３(JIS T 5504-1)のバーが使用できること。

（５）バーの装着長さは、12㎜であること。

（6）バーの交換方法は、プッシュボタン式であること。
（7）当院指定（株式会社モリタ製作所製　シグノ タイプ G40）の歯科用ユニットで使用できること。

5．歯科用ガス圧式ハンドピース
（1）134℃の高圧蒸気滅菌ができること。
（2）ボディー、ヘッド、ジョイント部から構成されていること。
（3）回転速度は、エアー圧力が 0.37MPa 時に 400, 000±50,000 回転であること。
（4）3 箇所の注水孔数があること。
（5）ヘッド経は、10.5㎜ であること。
（6）ヘッドの高さは、13.2㎜ であること。
（7）ライト付であること。また、照度は 2,0000Lx 以上であること。
（8）経がφ1.59～φ1.6 の軸部形成 3（JIS T 5504-1）のバーが使用できること。
（9）当院指定（株式会社モリタ製作所製　シグノ タイプ G40）の歯科用ユニットで使用できること。

6．歯科用多目的超音波治療器　ハンドピース
（1）134℃の高圧蒸気滅菌ができること。
（2）発振周波数 28KHz～36KHz の範囲内で使用できること。
（3）多種多様なチップが使用できること。
（4）当院指定（株式会社モリタ製作所製　シグノ タイプ G40）の歯科用ユニットで使用できること。

7．歯科用ハンドピースメンテナンス装置
（1）本体、スプレーホルダー、カップリングから構成されていること。
（2）ハンドピースの注油・洗浄時間が 1 本 30 秒以内、4 本 120 秒以内で完了すること。
（3）チャックメンテナンス装置が装備されていること。
（4）センサーによるオイルの有無を検出し、オイル切れによるメンテナンス不良を防止できること。
（5）エアーフィルター付減圧弁が装備されていること。
（6）異なる種類のスプレーが装着でき、それぞれのハンドピースに注油できること。
（7）本体の寸法は、幅 290㎜～310㎜、奥行 290㎜～310㎜、高さ 360㎜～380㎜ の範囲内であること。

Ⅲ. その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

1．納入物品の搬入に要する養生及び据付け並びに稼働のための調整等を行うこと。
2．装置の納入場所については、当院と協議すること。
3．納入物品の搬入、据付け及び調整については、当院と協議の上行うこと。
4．搬入、設置、配線及び調整等に要する費用は負担すること。
5．落札から納入までの間に調達物品の仕様変更があった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。
6．年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。
7．障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
8．納入物品の保証期間は、納入検査終了後１年間以上とすること。
9．本装置一式が正常に稼働、臨床上最適に使用できるよう、設置稼働後１年は無償で定期的な点検を行い調整すること。
10. 納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。
11. 取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で１部以上提供すること。
12. 納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。
13. 納入物品のうち、薬事法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。
14. 本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。